

高岡市上下水道局余裕期間制度（フレックス方式）試行工事における 提出物等の留意事項

	余裕期間制度「フレックス方式」	試行要領
金抜設計書	「余裕期間制度対象工事」と朱書きで明示する。	第7条第1号ア
特記仕様書	「余裕期間制度対象工事」の条文を記載する。	第7条第1号イ
入札公告	「余裕期間制度対象工事」と記載し、留意事項を明記する。	第7条第2号ア
指名通知	「余裕期間制度対象工事」と記載し、留意事項を明記する。	第7条第2号イ
契約締結前	工事の始末期通知書（様式第1号）を提出	第7条第3号
契約書	全体工期と実工期を併記した契約書	第6条第1号 第7条第4号
余裕期間 （契約の翌日から 始期の前日まで）	現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要。 現場に搬入しない資材等の手配や準備は可能。 資材の搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可能。	第5条
工事工程表、工事着手届及び現場代理人等選任届	始期に提出	第6条第2号 第7条第7号ア
前払金の請求	契約以後に請求できる。	第6条第5号 第7条第5号
施工計画書	始期後14日以内に提出	第6条第3号 第7条第6号イ
コリンズ登録	始期後10日以内に提出	第6条第4号 第7条第7号ウ
退職金制度届出	始期後、速やかに提出	第6条第8号 第7条第7号エ
契約保証	契約締結日から終期まで	第6条第7号
工事の始期の変更	工事の始末期変更申出書（様式第2号）を提出	第7条第6号
工事の終期の変更 （工事の終期の期限 を超えない場合）	工事の始末期変更申出書（様式第2号）を提出	第7条第6号
工事の終期の変更 （工事の終期の期限 を超える場合）	工期延長申出書を発注者に提出	第7条第8号